

議案第 145 号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 92.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 62.5」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 92.5」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 52.5」に改める。

第 2 条 松阪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 92.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 92.5」を「100 分の 100」に、「100 分の 52.5」を「100 分の 57.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。